

2019年8月13日

「埼玉県健康経営実践事業所」の認定取得について

武蔵野銀行（頭取 長堀 和正）では、2019年2月に「健康経営宣言」を行い、健康経営に取り組んでおりますが、この度、埼玉県が推進している「埼玉県健康経営認定制度」における「埼玉県健康経営実践事業所」に認定されましたので、お知らせします。

1. 埼玉県健康経営認定制度について

埼玉県では、県民が健康で生き生きと暮らすことができる健康長寿社会の実現を目指し、従業員等の健康に配慮した経営を促進するため、健康経営に取り組む企業・事業所を「埼玉県健康経営実践事業所」として認定している。

2. 当行の健康経営の実践内容

- (1) 総労働時間の短縮
 - ・ 所定労働時間の見直し
 - ・ ノー残業デーの取り組み
- (2) 制度休暇の完全取得の推進
 - ・ 「連続休暇」「計画休暇」「ワーク・ライフ・バランス休暇」の完全取得
- (3) 従業員の健康課題の把握
 - ・ ストレスチェックの実施
 - ・ 産業保健スタッフの職場巡回面談の実施
 - ・ 産業医による健康相談体制の強化
- (4) 従業員の心と体の健康作り
 - ・ メンタルヘルス研修の実施
 - ・ 県内3ウォーキング大会、FR駅伝への参加推奨と参加費用の補助
 - ・ 健康保険組合とのコラボによる人間ドック・特定保健指導受診勧奨の強化

以上

報道機関からのお問い合わせ先
人事部 荒井
TEL 048 (641) 6111 (代) 内線 2260